

事業承継は公認会計士に ご相談ください。

あなたの想いが、あなたの会社を育み、

あなたの会社が、あなたの街を育てる

あなたの街の未来のために。



北海道会 (北海道)
〒060-0001 札幌市中央区北1条西4-2-2
札幌ノースプラザ8階
TEL:011-221-6622 FAX:011-272-6911
URL:<https://hokkaido.jicpa.or.jp/>

東北会 (宮城県・青森県・秋田県・岩手県・山形県・福島県)
〒980-0014 仙台市青葉区本町2-18-21
鹿島定禅寺ビル3階
TEL:022-222-8109 FAX:022-222-9916
URL:<https://tohoku.jicpa.or.jp/>

埼玉会 (埼玉県)
〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル8階
TEL:048-644-9050 FAX:048-644-9054
URL:<https://saitama.jicpa.or.jp/>

千葉会 (千葉県)
〒260-0013 千葉市中央区中央1-11-1
千葉中央ツインビル1号館9階
TEL:043-305-4203 FAX:043-305-4204
URL:<https://chiba.jicpa.or.jp/>

東京会 (東京都・茨城県・群馬県・栃木県・長野県・新潟県・山梨県)
〒102-0074 千代田区九段南4-4-9
ニッキン第2ビル
TEL:03-3515-1185 FAX:03-3515-1192
URL:<https://tokyo.jicpa.or.jp/>

神奈川会 (神奈川県)
〒231-0011 横浜市中区太田町2-23
横浜メディア・ビジネスセンター6階
TEL:045-681-7151 FAX:045-681-7152
URL:<https://www.jicpa-kanagawa.jp/>

東海会 (愛知県・静岡県・岐阜県・三重県)
〒450-0002 名古屋市市中区名駅4-4-10
名古屋クロスコートタワー11階
TEL:052-533-1112 FAX:052-533-1113
URL:<https://tokai.jicpa.or.jp/>

北陸会 (石川県・富山県・福井県)
〒920-0863 金沢市玉川町11-18
新石川ビル8階
TEL:076-265-6625 FAX:076-265-5694
URL:<https://hokuriku.jicpa.or.jp/>

京滋会 (京都府・滋賀県)
〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町659
烏丸中央ビル4階
TEL:075-211-5061 FAX:075-255-5290
URL:<http://www.jicpa-keiji.jp/>

近畿会 (大阪府・奈良県・和歌山県)
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11
クラボウアネックスビル2階
TEL:06-6271-0400 FAX:06-6271-0415
URL:<https://www.jicpa-knk.ne.jp/>

兵庫会 (兵庫県)
〒651-0088 神戸市中央区小野柄通7-1-1
日本生命三宮駅前ビル8階
TEL:078-252-3281 FAX:078-252-3291
URL:<http://www.jicpa-hyogo.jp/>

中国会 (広島県・山口県・岡山県・鳥取県・島根県)
〒730-0037 広島市中区中町7-23
住友生命広島平和大通り第2ビル5階
TEL:082-248-2061 FAX:082-242-1467
URL:<https://chugoku.jicpa.or.jp/>

四国会 (香川県・徳島県・高知県・愛媛県)
〒760-0027 高松市紺屋町1-3
香川紺屋町ビル6階
TEL:087-826-7628 FAX:087-826-7629
URL:<https://shikoku.jicpa.or.jp/>

北部九州会 (福岡県・佐賀県・長崎県)
〒810-0001 福岡市中央区天神4-2-20
天神幸ビル5階
TEL:092-715-4317 FAX:092-715-3664
URL:<https://n-kyusyu.jicpa.or.jp/>

南九州会 (熊本県・鹿児島県・大分県・宮崎県)
〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-7
朝日新聞第一生命ビルディング3階
TEL:096-352-3737 FAX:096-352-3700
URL:<https://s-kyusyu.jicpa.or.jp/>

沖縄会 (沖縄県)
〒901-0152 那覇市字小祿1831番地1
沖縄産業支援センター4階416号室
TEL:098-996-3750 FAX:098-996-3811
URL:<https://okinawa.jicpa.or.jp/>

様々なシーンで公認会計士はお役に立つことができます！

STEP 1 事業承継に向けた準備の必要性の認識 準備には時間がかかるので早めの気づきが大切です。

✓ 公認会計士は、「事業承継診断」を通じて会社の事業承継を計画的に進めるお手伝いをいたします。

STEP 2 [プレ承継] 経営状況・経営課題等の把握（見える化） 後継者が継ぎたくなる会社にしましょう。

① 会社の経営状況の見える化

- ✓ 経営力向上計画や同計画に基づく支援措置を内容とする「中小企業等経営強化法」の活用をサポートします。
- ✓ 公認会計士は、財務諸表監査・特別目的の監査・レビュー業務・コンサルティング業務等を行います。

ローカルベンチマーク

企業の健康診断ツールである通称ロカベンで自社の客観的な評価

知的資産経営報告書

知的資産に着目し自社の企業価値の源泉について適切に認識する

経営者保証ガイドライン

経営者と会社との取引や貸借、経営者保証の有無等、会社と個人の関係の明確化

② 事業承継課題の見える化

事業承継支援マニュアル

財産の承継、税務対策、債務・保証・担保の承継、資金調達、株式分散

後継者候補の選定・育成

いる場合候補者の適性等を検討、いない場合社内外の可能性を検討

企業価値評価ガイドライン

企業価値評価をして自社の実態を把握して、会社の現状を認識する

✓ 公認会計士は税理士登録をすることにより税務業務を行うことができます。

STEP 3 [プレ承継] 事業承継に向けた経営改善（磨き上げ）

- ① 本業の競争力強化** 強みを作り弱みを改善する
 - ② 経営体制の総点検** ガバナンス・内部統制の構築
 - ③ 経営強化に資する取組** 財務状況の適時適正な把握
- ✓ 公認会計士は、会社の経営改善（磨き上げ）をサポートします。
 - ✓ 業績悪化の場合には、早期事業再生に着手し、公認会計士は、第2創業・廃業のサポートをします。

親族内・従業員等の承継の場合

STEP 4-1 事業承継計画を後継者と策定

- | | |
|----------------|------------------|
| 株式等の事業用資産の分散防止 | 遺言、遺留分の民法特例、種類株式 |
| 債務・保証・担保の承継 | 金融商品円滑化法 金融支援 |
| 税負担への対応等 | 退職金・生命保険・信託 |
| 資金調達、組織 | MBO・EBO・LLP |

社外への引継ぎの場合

STEP 4-2 M&A等のマッチング

- 専門業者や、事業引継ぎ支援センターを活用
- ✓ 公認会計士は財務デューデリジェンスをします。

STEP 5 実行

ポスト承継 事業承継支援の目標は、継いだ会社の新たな成長支援です。

事業承継を契機とした次世代の経営者による経営力向上

- ✓ 新たな分野へ進出支援…海外展開、新事業（創業）
- ✓ 業務プロセスの改善によるIT導入支援
- ✓ 事業計画策定支援、税務戦略
- ✓ 組織再編等の支援

プレ承継

